

ギフ鳥

- 持続可能な地域づくり団体支援寄附金 -

利用の手引き

(令和7年6月版)



鳥取県 政策統轄総局 協働参画課

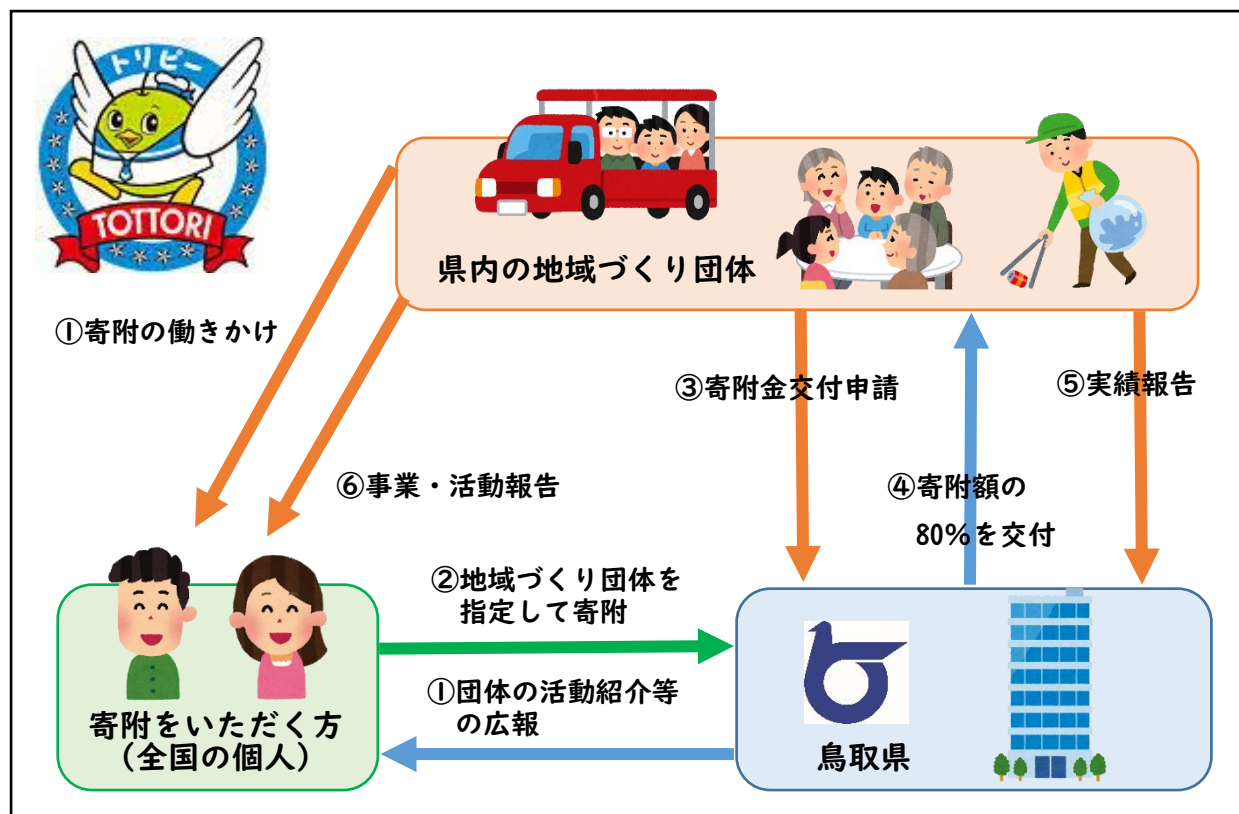
I 事業概要

鳥取県を将来にわたって持続可能で活力ある地域にしていくため、地域の様々な課題解決に向けて主体的に地域のことを考え、自ら地域づくり活動を行う特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）や市民団体等（以下「団体」という。）のみなさまの取組を支援することにより、それぞれの団体の活動継続や活動の更なる発展を促進することを目指し、ふるさと納税を活用した活動資金の調達を支援する仕組みづくりを行います。

◇持続可能な地域づくり団体支援寄附金を活用することで考えられるメリット

- ・ 団体の活動の社会的意義や成果をPRすることができる。
- ・ 寄附を通して社会的な評価を高めることができ、活動をブラッシュアップできる。
- ・ 団体の趣旨、活動への賛同者から支援を受けるため、継続的な支援が期待できる。
- ・ NPO法人等への直接の寄附よりも、ふるさと納税の方が税制面などで寄附者のメリットが大きく、寄附を集めやすい。
- ・ 県が寄附募集の仕組みを用意するため、団体で寄附の仕組みを構築することなく寄附募集ができる。
- ・ 寄附金受領証明書発行等の手続を県が行うため、寄附金に関する事務を省力化できる。

◇持続可能な地域づくり団体支援寄附金の仕組み



2 事業の実施方法

ふるさと納税サイトにおいて、寄附者（個人）が寄附申込をする際に、支援したい団体を指定した上で寄附をすると、県から指定された団体へ寄附額の80%を交付します。

なお、支援の対象となる団体は、事前に「寄附対象団体」として登録された団体に限ります。登録を希望する団体は、県へ団体登録申請書等を提出し、県の審査を受ける必要があります。

寄附募集の方法は、次の2つのタイプから1つを選択していただきます。

【タイプ1】協賛型ふるさと納税タイプ

お礼の品としてお礼状や事業報告書を登録し、寄附対象団体の活動等の紹介を通じて寄附募集を行うタイプです。

【タイプ2】ガバメントクラウドファンディングタイプ（以下「GCFタイプ」という。）

鳥取県内で生産された商品等をお礼の品として活用し、寄附対象団体の活動等を通じて寄附募集を行うタイプです。

なお、GCFタイプは、寄附目標金額として100万円以上を設定し目標金額を達成できるか審査を行い、実施の可否を決定します。

区分	【タイプ1】 協賛型ふるさと納税タイプ	【タイプ2】 GCFタイプ
想定する団体 ※1	・地域に密着して活動する団体 ・活動・団体規模が小さい団体 ・既存の寄附基盤がない又は乏しい団体	・県全域や県外など広範囲で活動する団体 ・活動・団体規模が大きい団体 ・既存の寄附基盤が一定程度ある団体
対象となる事業	地域づくり団体が取り組む公益的で、県民の便益につながる特定非営利活動促進法に掲げる20分野又は社会貢献を行う事業 ※2	
対象となる団体	法別表に掲げる20分野の活動又は社会貢献活動を行う非営利団体	
寄附募集期間	通年	協議により決定（最長3カ月）
一団体あたりの 目標金額	設定金額なし	設定金額100万円以上 GCFはA l l - i n方式で実施 ※3
お礼の品の設定	お礼状等をお礼の品とする	鳥取県内で生産された商品等をお礼の品として活用可能 ※4

※1 あくまでも想定する団体であり、これに該当しなければ選択できないわけではありません。

※2 ハード整備を行う場合は【タイプ2】GCFタイプのみ選択できます。（【タイプ1】協賛型ふるさと納税タイプは選択できません。）

※3 目標金額を達成せずに終了した場合でも、集まった支援金を受け取ることができる方式です。ただし、集まった金額に関わらず、募集の際に掲げた活動内容を実施する必要があります。

※4 必ずお礼の品を活用しなければならないわけではありません。

【企業版ふるさと納税】（令和6年度新規）

令和6年度より、ギフ鳥に登録いただくことで企業版ふるさと納税による寄附を受けることができます。企業等が支援したい団体を指定した上で寄附をすると、県から指定された団体へ寄附額の100%を交付します。企業版ふるさと納税の寄附は、ふるさと納税サイトを經由せず、直接県へ申し込いただきます。企業版ふるさと納税をご希望の法人がある場合は、10ページの問合せ先までご連絡ください。企業版ふるさと納税の申込方法をご案内します。

（企業版ふるさと納税の条件）

- ・募集期間は4月から12月までの9カ月間です。
- ・企業版ふるさと納税による寄附額の下限は10万円です。
- ・鳥取県内に本社が所在する法人からの寄附は対象外です。（県外法人からの寄附が対象）
- ・寄附企業への経済的な見返りは禁止です。（お礼の品の贈呈はできません）

企業版ふるさと納税とは？

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税控除する制度です。



例）1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。（法人税額の5%が上限）
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。（法人事業税額の20%が上限）

（出展：内閣府HP：制度概要（<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R051117gaiyou.pdf>）

3 寄附募集について

【タイプ1】【タイプ2】はふるさと納税サイトにおいて、【企業版ふるさと納税】については、鳥取県のホームページにおいて、寄附募集を行います。

県としても、制度の周知、登録団体の紹介を行いますが、個別の団体への寄附をお願いすることはできません。

また、インターネット上で寄附募集をしているだけでは、寄附は集まりません。

自団体の目的、魅力、活動、社会的価値、成果などを今一度確認いただき、自団体を支援・応援してくれる方は誰かなどを検討いただいた上で、相対、自団体のホームページ、ソーシャルネットワークサービス、チラシ・パンフレット、メールマガジン、イベントでの案内等様々な方法での寄附募集をお願いします。

4 応募（寄附対象団体登録）の要件

寄附対象団体は、寄附者が寄附を通じて団体を支援するという本制度の趣旨に鑑み、寄附金の活用にあたっては、寄附者等に説明責任を果たすように努めることが前提となります。

（１）、（２）の要件を申請日時点ですべて満たしていることが必要です。

なお、登録は辞退をされる又は抹消事由に該当するといったことがない限り有効です。既に登録済みの団体は改めての登録申請は不要です。

（１）団体としての要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 県内に事務所を置き、総会や理事会などにより団体の意思決定を行っていること。
- イ 法人格の有無に関わらず、定款、団体規約又はこれに準ずるものを備えていること。
- ウ 直近３年以上の事業活動や決算・財務の情報を開示している又は開示を可能としていること。（団体の創設から３年を経過していない場合には創設の日以降）
- エ １０名以上の構成員で組織し、代表者を定めていること。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
 - （ア）法人格を有する場合
 - （イ）県から補助金の交付決定を受けた実績を有する場合
 - （ウ）県から業務（売買契約等の一取引にとどまるものではなく、一定の時間的継続性や反復性を有するもの）を受託した実績を有する場合
 - （エ）県から顕彰又は表彰を受けた実績を有する場合
- オ 公的機関でないこと。また、団体設立時等に公的機関による出資等を受けていないこと。
- カ 法別表に掲げる活動その他社会貢献を行う非営利活動団体であること。
- キ ＮＰＯ法人の場合には、法で定めるところにより事業報告書を所轄庁に提出していること。
- ク 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反していないこと。
- ケ 団体の役員等が暴力団、暴力団員等に該当しないこと。
- コ 代表者が未成年の場合には、成人の会計責任者を置くこと。

（２）活動の要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 次に掲げるいずれかの活動を行っていること。
 - （ア）県の施策と整合する活動を行っていること。
 - （イ）県又は県内市町村との協働の実績を有すること。
- イ 県内で概ね１年以上の継続的な活動実績があること。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
 - （ア）法人格を有する場合
 - （イ）県から補助金の交付決定を受けた実績を有する場合
 - （ウ）県から業務（売買契約等の一取引にとどまるものではなく、一定の時間的継続性や反復性を有するもの）を受託した実績を有する場合

- (エ) 県から顕彰又は表彰を受けた実績を有する場合
- (オ) 長期に渡る活動が見込める場合
- ウ 県内に在住し、活動する者が1人以上いること。
- エ 法令違反、公序良俗に反する活動等をしていないこと。
- オ 活動の目的が、宗教的、政治的なものでないこと。

(3) その他

協賛型ふるさと納税タイプ、G C Fタイプいずれの場合も、寄附を受けた寄附対象団体はお礼状を作成し寄附者に送付してください。寄附者がふるさと納税サイトを介して寄附対象団体を指定して寄附を行い、これを県が確認した後、鳥取県ふるさと納税業務受託者から寄附対象団体に連絡します。鳥取県ふるさと納税業務受託者から連絡があった際に、お礼状を送付してください。なお、G C Fタイプでお礼の品を活用する場合は、お礼の品にお礼状を同封しても構いません。企業版ふるさと納税により寄附を受けた場合は、これを県が確認した後、県から寄附対象団体に連絡しますので、お礼状を送付してください。

5 寄附金の使途の要件

寄附金の使途は以下に掲げる要件のいずれにも該当するものとし、寄附金を活用する本制度の趣旨及び寄附対象団体が行う活動の趣旨、目的、内容、関係法令等を考慮し判断します。

以下の要件のいずれにも該当していれば、人件費や家賃等団体運営のために必要な経常的な経費にも使うことができます。

- (1) 自主的、自発的に行う公益的な事業及びそれに伴う必要な経費（補助事業の自己負担部分を含む）であること。
- (2) 法第2条第1項別表に掲げる活動又はその他社会貢献を行う活動に必要な経費であること。
- (3) 県民の便益につながる事業に必要な経費であること。
- (4) 構成員のみを対象とする事業への経費でないこと。
- (5) 宗教的、政治的な活動のための経費でないこと。
- (6) 登録を受けた日以降に要した経費であること。

6 寄附金交付・実績報告の流れ（予定）

時期	内容
4月	登録団体随時募集
5月	
6月	・ 寄附金交付申請（前年度2月～5月分） ・ 前年度分の実績報告提出（6月30日まで）
7月	・ 交付決定・寄附金の支払（前年度2月～5月分） ・ 寄附金活用状況調査
8月	
9月	
10月	
11月	寄附金交付申請（6月～10月分）
12月	交付決定・寄附金の支払（6月～10月分）
1月	
2月	寄附金交付申請（11月～1月分）
3月	交付決定・寄附金の支払（11月～1月分）

（1）応募（寄附対象団体の登録）※随時募集をしています

- ・ 寄附対象団体登録申請書等一式を県へ提出してください。
- ・ 登録の要件を満たしているか審査の上、登録通知を送付します。
- ・ この登録を受けた日以降に要した経費が対象となります。

<提出書類>

ア 寄附対象団体登録申請書

（持続可能な地域づくり団体支援寄附金交付要綱様式（以下「様式」という）第1号）

イ 誓約書（様式第1号の2）

ウ 寄附金に係る個人情報の管理体制等について（様式第1号の3）

エ 添付書類

- ・ 定款又は規約 ・ 社員名簿 ・ 役員名簿
- ・ 総会や理事会等が行われていることが確認できる資料（議事録等）
- ・ 活動の写真 ・ その他参考資料

※以下は寄附募集方法でGCFタイプを選択した場合のみ

- ・ ガバメントクラウドファンディング実施計画書（別添1）

※以下は寄附金で建築確認申請が必要な建築物・工作物の建築、土地の造成等（以下、「ハード整備」という。）を行う場合のみ

- ・ 収支計画書、事業費の詳細資料（見積書等）、建築予定地の地目・地番のわかる資料、建築等に関する関連法令等の手続きがわかる資料

(2) 事業実施

- ・寄附対象団体登録申請書に記載した事業を実施してください。(1)の登録を受けた日以降に要した経費であれば対象経費になります。

(3) 寄附募集方法

- ・登録申請時に、次のいずれかの寄附募集の方法を選んでください。

【タイプ1】協賛型ふるさと納税タイプ

【タイプ2】GCFタイプ

いずれのタイプを選んでも、企業版ふるさと納税による寄附を受けられます。

※寄附金でハード整備を行う場合は、GCFタイプを選択してください。

- ・GCFタイプをご希望の場合は、目標金額100万円以上を達成できるか、ふるさと納税サイトによる審査協力を得て、県で審査を行います。
- ・審査の結果、GCFタイプでの寄附募集が不可となった場合は、協賛型ふるさと納税タイプで寄附募集していただきます。

※ハード整備を行う場合は、協賛型ふるさと納税タイプでの寄附募集はできません。

(4) 寄附募集の準備

- ・広報に必要な原稿を作成いただきます。様式については別途ご案内します。
- ・GCFタイプの場合は、あらかじめ県の承認を得た上で、寄附対象団体が用意したお礼の品を贈呈することもできます。お礼の品を贈呈する場合は、寄附対象団体において責任を持って準備・発送等をお願いします。詳細は「お礼の品について」(別添2)をご参照ください。

＜お礼の品を贈答する場合の参照資料＞

- ・「お礼の品について」

(5) 寄附募集

- ・寄附金の受付状況については交付申請の時期にお知らせします。
- ・寄附対象団体においては、随時、寄附者に対しお礼状を送付してください。(GCFタイプでお礼の品を贈呈する場合は、上記に加えて適宜お礼の品を送付してください。)
- ・ふるさと納税サイトで寄附対象団体の活動等を紹介するだけでは多くの寄附を集めることは難しいと考えます。自らのホームページ、ソーシャルネットワークサービス等で、活動状況や決算状況、寄附金の使途を広く情報発信し、自ら支援者に寄附の働きかけをして行うことが重要です。

(6) 交付申請(初回)

- ・交付金額について、寄附金の受付状況等を考慮し、県に事前に相談した上で、交付申請書等を県へ提出してください。内容を確認のうえ、交付決定通知を送付します。

<提出書類>

- ア 寄附金交付申請書（様式第6号）
- イ 寄附金活用事業計画書（様式第6号の2）
- ウ 寄附金活用収支計画書（様式第6号の3）
- エ その他寄附金の活用に関して参考となる書類

（7）寄附金の交付（初回）

- ・ 県は寄附対象団体に寄附金を交付します。

（8）交付申請（2回目以降）

- （6）で当該年度既に交付申請をしている場合、2回目以降の申請はその内容を変更するという形になりますので、変更申請書で申請してください。（例えば初回10万円の寄附金を申請し、2回目で5万円の寄附金を申請しようとする場合、2回目の申請は初回の10万円を15万円に変更する変更申請として申請いただきます。）
- ・ 交付金額について、寄附金の受付状況等を考慮し、県に事前に相談した上で、交付申請書等を県へ提出してください。内容を確認のうえ、交付決定通知を送付します。

<提出書類>

- ア 寄附金変更交付申請書（様式第8号）
- イ 寄附金活用変更事業計画書（様式第8号の2）
- ウ 寄附金活用変更収支計画書（様式第8号の3）
- エ その他変更後の寄附金の活用に関して参考となる書類

（9）寄附金の交付（2回目以降）

- ・ 県は寄附対象団体に寄附金を交付します。

（10）実績報告

- ・ 寄附を受けた寄附対象団体は、毎年度末（3月31日）現在で交付された寄附金のうち、その年度における活用実績について、その翌日から3カ月以内（6月30日まで）に実績報告書を提出してください。
- ・ 寄附を受けた寄附対象団体のうち、団体登録を辞退した団体又は登録抹消を受けた団体についても、交付された寄附金を全額使用するまで、各年度における活用実績について、翌年度の6月30日までに実績報告書を提出してください。
- ・ 寄附者等に寄附金の活用方法を情報発信するため実績報告書は県のホームページで公表します。

<提出書類>

- ア 寄附金実績報告書（様式第10号）
- イ 寄附金活用実績報告書（様式第10号の2）
- ウ 寄附金活用収支決算書（様式第10号の3）
- エ その他寄附金の活用実績に関して参考となる書類

(II) 活用状況調査

- ・実績報告を受けて、事業が交付決定内容等に従って行われているか調査をします。
必要に応じて現地調査を行い、結果を通知します。

7 事業実施の注意事項

事業を行うにあたり、次の点にご注意ください。

- (1) 寄附金の使途や団体の活動状況などについて広く情報発信してください。特に、寄附者に対しては、寄附金の活用状況をお知らせするとともに、お礼状送付の際に活動報告も併せて送付するよう努めてください。
- (2) 「お礼状、活動報告等の送付」を目的に寄附者の個人情報を取得していますので、「お礼状、活動報告等の送付」以外に寄附者の個人情報を使用することはできません。
(例：ギフ鳥以外の寄附に関するものを送付する、活動とは関係のない商品販売営業のダイレクトメールを送るなど)
- (3) 団体登録申請書に記載した寄附金の活用内容の著しい変更または寄附募集方法の変更を希望する場合は、あらかじめ県に対して変更の内容についてご相談ください。その上で、登録内容の変更申請してください。なお、変更申請は原則、一年度に一回までとします。
- (4) 寄附金交付申請書に記載した内容を著しく変更する場合又は寄附金の額を変更する場合は、あらかじめ県に対して変更の内容についてご相談ください。その上で、変更の申請を行い、変更交付決定を受ける必要があります。
※変更の内容によっては変更交付決定を行わない場合があります。
- (5) 変更交付決定を受けずに寄附金交付申請書と異なる事業を実施した場合や対象外となる使途等に寄附金を使った場合、交付決定を取り消し、又は変更し寄附金の返還を求めることになりますので、事業の執行の際、ご注意ください。
- (6) 寄附金及び対象事業に係る収入支出を明らかにした帳簿を備え、この収入支出についての証拠書類を寄附金を支出した年度の翌年度から5年間保存してください。
- (7) 県が必要と認めて指示をした場合は、事業実施の状況について報告する必要があります。
- (8) 寄附者の個人情報は、「個人情報の取り扱いについて（別添3）」をご参照の上、団体において適正に管理をすることとし、委託等を行う場合は委託先においても適正管理を徹底してください。万が一、情報漏洩等があった場合は直ちに流出を防止するための措置を講じるとともに、速やかに県に報告してください。

8 寄附対象団体登録の応募方法

(1) 募集期間

随時募集を受け付けています。

※応募から寄附募集開始までは、約2か月要します。

(登録：必要書類の提出から1カ月程度、掲載：原稿等の提出から1カ月程度)

(2) 提出書類

<提出書類>

ア 寄附対象団体登録申請書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第1号の2)

ウ 寄附金に係る個人情報の管理体制等について(様式第1号の3)

エ 添付書類

- ・定款又は規約 ・社員名簿 ・役員名簿
- ・総会や理事会等が行われていることが確認できる資料(議事録等)
- ・活動の写真 ・その他参考資料

※以下は寄附募集方法でGCFタイプを選択した場合のみ

- ・ガバメントクラウドファンディング実施計画書(別添1)

※以下は寄附金でハード整備を行う場合のみ

- ・収支計画書、事業費の詳細資料(見積書等)、建築予定地の地目・地番のわかる資料、建築等に関する関連法令等の手続がわかる資料

(3) 提出書類の入手方法

とりネットよりダウンロード

(URL) <https://www.pref.tottori.lg.jp/303627.htm>

(4) 応募方法

(2)の書類を下記10まで持参、郵送、メール又はホームページからの電子申請により提出してください。

9 発信力向上研修会

寄附募集团体を対象に、ふるさと納税サイト運営会社や寄附募集経験団体等を講師として、寄附を集めるための広報などを学習や、寄附募集团体同士で意見交換を行う研修会を開催します。アーカイブ配信もありますので、お問い合わせください。

10 提出先・問合せ先

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1-220

鳥取県政策統轄総局協働参画課

電 話： 0 8 5 7 - 2 6 - 7 0 7 0

メー ル： kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

制度に関するQ & A

Q. この制度で受けた寄附を、認定NPO制度や条例個別指定制度のPST（パブリックサポートテスト）の寄附基準に算入してもよいでしょうか？

A. この制度の寄附金は、個人から鳥取県への寄附として、ふるさと納税制度の税控除等受けられるものです。したがって、この制度で受けた寄附金はPSTの寄附基準に算入できません。この制度を介しての寄附を除き、団体への直接寄附により基準を満たしていただく必要があります。

Q. 寄附金を活用する本制度の趣旨及び団体や団体が行う活動の趣旨、目的、内容、関係法令等を考慮し判断しますということですが、どのような活動内容が対象外になりますか？

A. 医療保険や介護保険など公的保険制度により運営されているような事業は基本的には対象外と考えています。団体により活動の内容は様々だと思いますので、ご不明の点がありましたらご相談ください。

Q. 構成員のみを対象とした事業とは、こういった事業を指すのでしょうか。

A. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動や会員等（名簿で管理された者）のみを対象とした物品の販売やサービスの提供、会員等のみが参加する会議や会報誌の発行などへの経費を指します。

Q. 事情があり、しばらく活動を休止することになるかもしれません。どうしたらよいでしょうか？

A. 活動を休止するなど寄附金を活用することができない状況になった場合は、辞退届（様式第5号）を提出してください。なお、活動を再開し再び本制度の利用をご希望の場合は改めて登録をしていただく必要があります。

Q. 団体名、代表者職・氏名、所在地、メールアドレス、電話番号に変更があったとき、どうしたらよいでしょうか？

A. 団体情報変更届出書（様式第3号）を速やかに提出してください。

Q. 寄附募集の方法を変更したいのですが可能でしょうか？

A. 可能ですが、時期によっては時間を要する可能性があります。ご相談ください。
なお、変更申請は原則、一年度に一回までとします。

Q. 指定管理者でも寄附対象団体となることは可能でしょうか。

A. 可能ですが、寄附金を活用することができるのは指定管理業務以外の自主事業部分のみとなりますので、自主事業であることが明らかとなる資料の提出が必要です。

<参考>

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

別表

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
（鳥取県の場合、「鳥取県の地域ならではの資源及び人材を活かし、地域の活力及び魅力を創造する活動」）

(参考：【タイプ1】協賛型ふるさと納税タイプの寄附募集ページのイメージ)

[お礼の品をさがす](#)
[地域をさがす](#)
[使い道をさがす](#)
[ランキング](#)
[特集](#)
[イベント・取り組み](#)
[独自サービス](#)
[ふるさと納税ガイド](#)

ふるさとチョイス - ふるさと納税サイト > 地域をさがす - 都道府県を選択 > 鳥取県の自治体 > 鳥取県のふるさと納税 > お礼の品詳細

とっとりけん
鳥取県

き23-47【特定非営利活動法人 大地】障がい者が作る白ねぎを、全国へ!(思いやり型返礼品)



Q 画像を拡大する



鳥取のおいしい白ねぎを、自信を持って出荷しています

寄付金額
5,000 円
以上の寄付でもらえる

感想 0件

お気に入り

数量: 1 在庫: あり

ファスト寄付で申し込む

寄付へ進む

> ファスト寄付とは?

> 選べる使い道

> お問い合わせ先

決済方法: ☒ クレジットカード ☒ コンビニ決済 ☐ 郵便振替 ☒ 銀行振込 [全て表示](#)

お礼の品について

内容	お礼の品なし(特定非営利活動法人 大地からの お礼状、活動報告等の送付あり)
事業者	特定非営利活動法人 大地 > 他のお礼の品を見る
お礼の品ID	5945971

お申し込みについて

申込条件	何度も申し込み可
申込期日	通年
発送期日	寄附のご連絡の後、2〜3週間程度でお礼状を発送 (寄附金受領証明書は別途発送)
配送	☒ 常温 ☐ 冷蔵

福祉サービスから始める、一人ひとりが活躍できる社会づくり



令和6年能登半島地震
石川県庁
代理：鳥取県庁
【支援寄附金受付】

令和6年能登半島地震 石川県庁

自治体イチオシお礼の品特集



あなたの寄附でとっとりをもっと元気にしませんか?



プロジェクトをさがす

応募寄付総額 17,528,902,694 円

ふるさと納税ガイド

お気に入り

寄付する

プロジェクトをさがす

応援メッセージ

GCF®とは

ふるさとチョイス

災害支援

TOP > 過去実績 > 鳥取市鹿野町を演劇を中心とした創作と交流による「出会いと発見」の場に！

鳥取市鹿野町を演劇を中心とした創作と交流による「出会いと発見」の場に！

カテゴリー: まちづくり

鳥の劇場新施設建設のための寄付のお願い

寄付金額

3,879,000円

達成率

38.7%

支援人数

87人

終了まで

受付終了

目標金額: 10,000,000円

鳥取県(とっとりけん)

お気に入り

このプロジェクトは終了しました

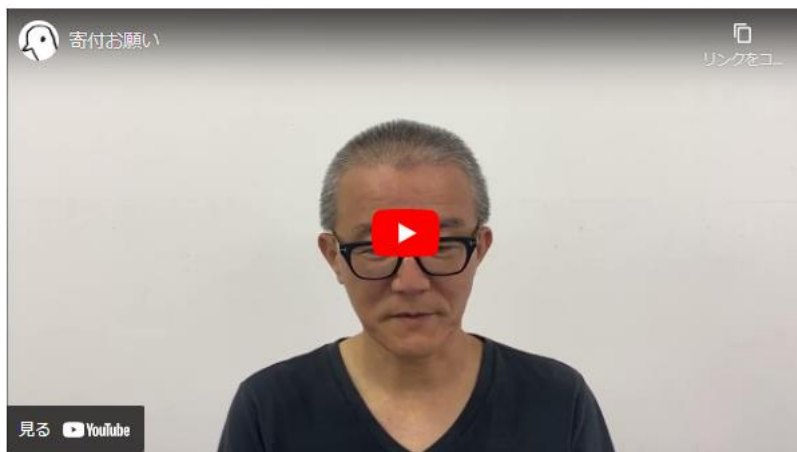
対応している決済方法

お問い合わせ先

寄付募集期間: 2023年9月21日～2023年12月31日(102日間)

タグ: まちづくり・コミュニティ 観光・PR 伝統・文化

SDGs: 11.住み続けられるまちづくりを



1. 寄附目標額は1,000万円

この寄付が目標とするのは、計画全体の中で鳥の劇場が主体となって行う新施設建設のための費用の調達です。総工費およそ2億円の多くは、国や鳥取県・鳥取市が補助をしてくれます。しかし鳥の劇場にも負担があり、自己資金や融資などを通じて調達しても準備が難しい1,000万円について、みなさんにご寄付をお願いするものです。目標額を越えた場合、新施設のための機材や劇場機材の1層の充実に充てさせていただきます。

施設の設計は、国内外で活躍する建築事務所アトリエ・ワンにお願いしています。地元の木材を可能な限り使い、石油由来の資材をなるべく使わず、解体される古い校舎の木材や建具なども活かしながら行う、地域の資源・過去の地域の物語を踏まえた創造と交流の場の建設です。

工事着工は2024年春以降、24年度内の完成を目指して進めます。そのためには、2023年度内に資金的な目処を立てなければなりません。そのために2023年12月末日を目標として寄付をお願いすることとしました。

4. 寄付の使途

寄付をお願いしたいのは、特定非営利活動法人鳥の劇場が主体（施主）となって行う新施設建設のための費用の調達部分についてです。総工費はおおよそ2億円で、その多くは、国や鳥取県・鳥取市が補助をしてくれます。しかし鳥の劇場にも約2,000万円の負担があり、自己資金や融資などを通じて調達をしても準備が難しい1,000万円について、みなさんにご寄付をお願いします。

1,000万円という目標金額は、必要最小限の設定です。達成に向けて、寄付の輪を広げていただくことを一人でも多くの方々にお願いできれば幸いです。

目標額を達成できた場合、超過額は各種必要備品の整備に充てていきます。新施設で使用する工具や道具（キッチンのための備品等も含む）、野外劇場のための機材や備品などにより、活動の質を一層高め、皆さんに楽しんでもらいやすい環境をつくります。